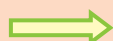


大阪市出産・子育て応援交付金事業のご案内

(国の出産・子育て応援交付金事業)

大阪市では、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と、経済的支援として出産・子育て応援給付金の支給を一体的に実施します。

伴走型相談支援



面談・アンケートを通じて、必要な支援につなぎます

経済的支援



給付金の支給により、経済的負担の軽減を図ります

事業の内容

① 妊娠の届出
(母子健康手帳の交付)

保健師等と面談し、アンケートに回答してください。

② 出産応援給付金
申請期限：妊娠期間中

面談後、**妊婦ご本人**が給付金(妊婦1人につき5万円)の申請をしてください。

③ 妊娠8か月頃の
アンケート(及び面談)

妊娠8か月頃に状況をお伺いするアンケートを送付しますので、アンケートの回答にご協力をお願いします。

▶ 面談希望者には、保健師または助産師がご自宅を訪問します

④ 乳児家庭全戸訪問
(出生後の家庭訪問)

子どもが生まれたら、母子健康手帳交付時にお渡しした新生児出生連絡票(青色はがき)を提出・送付してください。

▶ 保健師または助産師がご自宅を訪問し、面談を行います

⑤ 子育て応援給付金
申請期限：生後4か月頃まで

面談後、**子どもの母親等**が給付金(子ども1人につき5万円)の申請をしてください。

令和4年4月1日から令和5年2月19日までに妊娠届出をした方、子どもが生まれた方

- 申請書とアンケートが3月中旬～4月中旬頃に届きますので、到着後に申請してください。
- 大阪市に転入された方などは取り扱いが異なる場合があります。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

大阪市出産・子育て応援給付金
専用ホームページ

大阪市 出産・子育て 給付金



給付金の申請手続き等に関するお問い合わせ

大阪市出産・子育て応援給付金
コールセンター

06-6131-5236

受付時間：平日 午前9時から午後5時30分

※受付時間等は変更する場合がありますのでホームページ等をご確認ください。

よくあるご質問に対するお答え

Q 出産・子育て応援給付金の支給はいつから始まったのですか

- A** 本給付金は令和4年12月に国において創設された「出産・子育て応援交付金」制度に基づき支給するもので、大阪市は令和5年2月20日から開始しました。
ただし、経過措置として令和4年4月1日以降に妊娠届出をした方や、子どもを養育する方も本給付金を受け取ることができます。

Q 給付金を受け取る際に所得制限はありますか

- A** 所得制限はありません。

Q 多胎を妊娠した場合、受け取れる金額はいくらですか

- A** 出産応援給付金は、多胎妊娠の場合でも5万円の支給となります。
なお、子育て応援給付金は、生まれた子どもの人数×5万円を支給しますので、双子の場合は10万円を支給します。
ただし、いずれの給付金も受け取るためには、保健師等と面談し、アンケートに回答していただく必要があります。

Q 流産・死産となった場合、出産応援給付金を受け取れますか

- A** 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産応援給付金を受け取ることができます。

Q 妊娠判定薬で陽性反応が出たのですが、出産応援給付金を受け取れますか

- A** 出産応援給付金を受け取るには産科医療機関等を受診し、医師による妊娠の確認が必要となります。

Q 子育て応援給付金は、母親以外からも申請できますか

- A** 保健師または助産師と面談し、アンケートに回答された養育者の方が申請できます。

! “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市役所や区役所、厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、表面の問い合わせ先や最寄りの区役所、警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

